

平成 30 年 9 月 13 日
附属図書館長裁定
令和 5 年 9 月 19 日
附属図書館長裁定

気象状況等による臨時休館の措置に関する要領

1. 台風接近等悪天候の場合

台風接近等により暴風または大雪警報（特別警報を含む。以下「警報」という。）が発令され、または警報が解除された場合は、附属図書館の臨時休館および開館について以下のとおりとする。

1-1 警報発令に伴う臨時休館

月曜日～金曜日（授業期間中）	授業の休講情報により判断する
月曜日～金曜日（休業期間中）	午前 6 時の時点で神奈川県東部（横浜・川崎）に警報が発令されている場合、休館とする。午前 6 時以降に警報が発令された場合、開館はするが警報発令後 1-4 時間後を目途に休館することとする。 ただし、学生の安全確保等のため緊急を要する場合、発令後直ちに休館とする。
土日祝日（授業期間中）	午前 7 時の時点で神奈川県東部（横浜・川崎）に警報が発令されている場合、休館とする。午前 7 時以降に警報が発令された場合、開館はするが警報発令後 1-4 時間後を目途に休館することとする。 ただし、学生の安全確保等のため緊急を要する場合、発令後直ちに休館とする。

1-2 警報解除等に伴う開館

月曜日～金曜日（授業期間中）	授業の開講情報により判断する
月曜日～金曜日（休業期間中）	午前 6 時までに解除の場合、通常どおり開館とする。 午前 6 時以降午前 11 時までに解除された場合、解除後 2 時間を目途に開館とする。 午前 11 時までに解除されなかった場合、終日休館とする。
土日祝日（授業期間中）	午前 7 時までに解除の場合、通常どおり開館とする。 午前 7 時以降午前 11 時までに解除された場合、解除後 2 時間を目途に開館とする。

	午前 11 時までに解除されなかった場合、終日休館とする。
--	-------------------------------

1-3 警報が解除されたにもかかわらず次の(1)または(2)に掲げる交通機関が不通である場合は臨時休館とする。

(1) 相模鉄道線、横浜市営地下鉄線の 2 線が不通である場合

(2) JR (東海道線、京浜東北・根岸線、横浜線、横須賀線)、京浜急行線本線、東京急行東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線の 6 線のうち、3 線以上の横浜駅発着 (横浜線は東神奈川駅発着) が不通である場合。

なお、交通機関が開通 (復旧) した場合、次のとおり開館する。

月曜日～金曜日 (授業期間中)	授業の開講情報に準ずる
月曜日～金曜日 (休業期間中)	午前 6 時までに開通 (復旧) の場合、通常どおり開館とする。 午前 6 時以降午前 11 時までに開通 (復旧) の場合、開通後 2 時間を目途に開館とする。 午前 11 時までに開通 (復旧) しなかった場合、終日休館とする。
土日祝日 (授業期間中)	午前 7 時までに開通 (復旧) の場合、通常どおり開館とする。 午前 7 時以降午前 11 時までに開通 (復旧) の場合、開通後 2 時間を目途に開館とする。 午前 11 時までに開通 (復旧) しなかった場合、終日休館とする。

2. 交通機関の不通の場合

災害、ストライキ、または計画運休等による交通機関の不通の場合は、上記 1-3 を勘案して、臨時休館とする。

なお、事故等により他の交通機関への振替輸送が実施されている場合は運行しているものとみなす。

3. 地震災害等の場合

大規模地震等の災害の発生もしくは警戒宣言が発令された場合は以下のとおりとする。

- (1) 地震の発生により、建物の崩壊または崩壊のおそれがある場合並びに学生に相当数の傷害を及んだ場合、または及ぶおそれがある場合は直ちに臨時休館とする。
- (2) 大規模地震対策特別措置法 (大震法) による警戒宣言が発令された場合は、発令後に臨時休館とする。
- (3) その他館内の被害状況により附属図書館長が必要と認めた場合は、臨時休館とする。

4. 職員が出勤できない場合

開館に必要な数の職員が出勤できなかった場合休館とする。開館に必要な数の職員が到着し次第開館する。

5. 判断の代行

臨時休館の決定は附属図書館長が行うこととし、附属図書館長に連絡を取ることができない場合は、以下の順で判断を代行する。

- (1) 研究・学術情報部長
- (2) 図書館情報課長

6. 臨時休館の周知方法

資料サービス係長（不在の場合は係員）が、図書館ウェブサイト、SNS 等で周知する。